

愛知県立新城有教館高等学校 部活動運営方針

1 目 標

部活動に積極的に取り組ませることにより、健全な心身の成長を促すとともに、生きる力の育成や豊かな学校生活の充実を図る。

2 設置する部活動

(1) 運動部

ソフトテニス・陸上競技・野球・弓道・剣道・サッカー・柔道・卓球
ハンドボール・バスケットボール・バレーボール・ソフトボール（女）

(2) 文化部

美術・吹奏楽・茶華道・演劇・家庭・写真工学・ビジネス創造・ボランティア

3 活動計画

本校の校訓である「自考自律」を旨とし、生徒の心身の成長バランスと支援する教職員のワークライフバランスを考え、以下の活動を原則とする。

(1) 活動日・休養日

- ア 活動日は、平日4日以内、週休日は1日以内の活動日を原則とし、週2日間の休養日を設ける。
- イ 大会参加による活動や繁忙期（強化期）の活動も上記アを原則とするが、やむを得ない場合は休養日を他に振り分けて設ける。
- ウ 定期考査開始日の1週間前（土日含む）から定期考査終了前日までは、活動（朝練・自主練を含む）は原則として行わない。ただし、期間中の公式大会または特別な事情のある場合は、校長の許可を得た上で、顧問の監督のもとに1時間程度の活動を認める。

(2) 活動時間

- ア 平日は2時間程度、週休日および長期休業中等は3時間程度（練習試合や大会等を除く）とする。
- イ 授業日の活動時間は、準備・片付けを含め、原則として終礼後から午後6時までとする。ただし、延長して活動する必要がある場合は、顧問が立ち会う場合に限り午後7時まで活動することができる。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。
- イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。ただし、生徒の健康面・学習面には十分考慮する。

4 部活動運営

年間活動企画及び月間活動予定を各部において作成する。

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問として指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。

(3) 上記（1）（2）を踏まえた各部ごとの年間活動計画を本校ホームページに掲載する。

5 附 則

この運営方針に基づく活動を令和3年4月1日から施行する。